

○令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長（税務課）

石川県告示第5の2号

石川県税条例（昭和29年石川県条例第23号）第32条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例の規定による申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、自動車税の環境性能割及び種別割（賦課期日後に納税義務が発生したものに限る。）並びに狩猟税の申告納付に係るもの並びに軽自動車税の環境性能割の申告納付に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月12日

石川県知事 馳 浩

指定地域
富山県
石川県